



発行 東京都

目次

55

告示

- 指定管理者の指定(六件)……(オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課・スポーツ推進部調整課)……………一
- 指定管理者の指定……………二
- 指定管理者の指定……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 指定管理者の指定……………(建設局公園緑地部管理課)……………二

告示

●東京都告示第四百九十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 海の森水上競技場 東京都江東区青海三丁目地先
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 海の森水上競技場マネジメント共同企業体 東京都文京区関口一丁目四十七番十二号 一般財団法人公園財団

内

三 指定の期間

平成三十一年六月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 夢の島公園アーチェリー場 東京都江東区夢の島二丁目一番四号
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 アメニス夢の島グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内
- 三 指定の期間
 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地

カヌー・スラロームセンター 東京都江戸川区臨海町六丁目一番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社協栄 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目十三番九号

三 指定の期間

平成三十一年六月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場 東京都品川区八潮四丁目一番十九号及び大田区東海一丁目二番一号
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 アメニス海上南部地区グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内
- 三 指定の期間
 平成三十一年七月十日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる

者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京アクアティクスセンター 東京都江東区辰巳二丁目二番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

事業団・オーエンス・セントラルスポーツ・都水協グループ 東京都新宿区荒木町十三番地四 公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

平成三十二年三月十日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

駒沢オリンピック公園総合運動場 東京都世田谷区駒沢公園一番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ 東京都新宿区荒木町十三番地四 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称

東京都営住宅、東京都福祉住宅、東京都特定公共賃貸住宅、東京都地域特別賃貸住宅及び東京都引揚者住宅並びに東京都営住宅、東京都特定公共賃貸住宅及び東京都地域特別賃貸住宅に設置した共同施設

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京都住宅供給公社 東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都瑞江葬儀所 東京都江戸川区春江町三丁目二十六番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

